

島根県特定建設資材に係る分別解体等及び
特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等
の実施に関する指針

平成 1 3 年 9 月

島 根 県

は じ め に

我が国の経済社会の発展は、私たちの生活を物質的におおいに豊かにし、その利便性を高めてきた一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムを定着させ、日常生活や通常の事業活動に伴う環境への負荷を高めている。

特に、生活様式の多様化及び高度化による住宅・社会資本の整備及び更新等に伴い、建設資材廃棄物の排出量が増大している。

本県においても、建設業の県内総生産に占める割合が高いことから、産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）及びその最終処分量に占める建設資材廃棄物の割合も高いものとなっている。

一方、適正な処理を行う産業廃棄物の最終処分場の立地が困難となっており、現状のまま推移すると最終処分場がひっ迫するおそれがあるほか、建設資材廃棄物の不法投棄が見られるなど、建設資材廃棄物の処理が問題となっている。

このような状況の中、国においては、平成12年5月に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）を新たに制定し、今後、建設工事に伴い発生する特定建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進することとしている。

このような特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等は、本県のかげがえのない自然に富んだ豊かな環境を現在の県民だけでなく、将来の世代の県民も享受できるように守り、育んでいくためにも極めて重要であり、快適な生活環境を求める県民ニーズに応えていく上で、不断の取組を必要としている。本県において循環型社会システムを構築し、生活環境の保全と健全な経済発展を長期的に確保するためには、県、市町村、事業者及び県民一人ひとりの適切な役割分担の下で、一体となって再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図っていくことが重要である。

この指針は、国において、平成13年1月に策定された特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本方針に即し、建設工事に係る資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る必要な事項を定めるものである。

【目 次】

は じ め に

第 1	特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の方向	2
1	建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の基本的考え方	2
2	関係者の役割	2
3	特定建設資材に係る分別解体等の方向	4
4	特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向	4
5	条例により定める建設工事の規模に関する基準の考え方	5
6	条例により定める距離に関する基準の考え方	5
第 2	建設資材廃棄物の排出抑制のための方策	6
1	建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性	6
2	関係者の役割	6
3	排出抑制について配慮すべき地域	7
第 3	特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策	8
1	特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標	8
2	特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策	8
第 4	再資源化により得られた物の利用の促進のための方策	11
1	再資源化により得られた物の利用についての考え方	11
2	関係者の役割	11
3	公共事業での率先利用	12
第 5	分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に 関する知識の普及	13
1	地域及び学校・社会教育における普及・啓発方策	13
2	発注者及び施工者に対する普及・啓発方策	13
第 6	その他分別解体等及び再資源化等の促進等に関する重要事項	14
1	分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の 発生の抑制に関する事項	14

第1 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向

1 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の基本的考え方

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方としては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）における基本的な考え方を原則とし、次に定めるところによるものとする。

- （1）建設資材廃棄物の発生抑制に努めなければならない。
- （2）建設資材廃棄物の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用を行わなければならない。
- （3）建設資材廃棄物の全部又は一部のうち、（2）による再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用を行わなければならない。
- （4）建設資材廃棄物の全部又は一部のうち、再使用及び再生利用がされないものであって熱回収をすることができるもの又はその可能性のあるものについては、熱回収を行わなければならない。
- （5）（1）～（4）の措置が行われないものについては、適正に最終処分するものとする。

なお、発生した建設資材廃棄物については、廃棄物処理法に基づいた適正な処理を行わなければならない。

2 関係者の役割

関係者は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

（1）建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材など分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材の非使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努力する必要がある。

（2）建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要がある。

(3) 発注者

発注者は、元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(4) 元請業者

元請業者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(5) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(6) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者（以下「建設資材廃棄物の処理を行う者」という。）は、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければならない。

(7) 県

県は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な調査、研究開発、情報提供及び普及啓発に努めることとする。

(8) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

3 特定建設資材に係る分別解体等の方向

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要がある。

この技術は、特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じ、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要がある。

また、分別解体をはじめとする解体工事の適正な施工を確保するためには、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識及び技術力の向上を図るほか、このような技術を有する者に関する情報の提供、適切な施工の監視、監督等を行う必要がある。

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向

対象建設工事の分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物については、再資源化施設へ搬出し、再資源化等を行う必要がある。なお、特定建設資材廃棄物の再資源化に当たっては、廃棄物処理法の規定も併せて適用されるため、生活環境保全上の支障が生じないよう廃棄物処理法を遵守して行う必要がある。

ただし、工事現場から一定の距離内（主務省令又は条例で定める）に再資源化する施設がない場合には、次善の方法として縮減を行う必要がある。なお、縮減を行うに当たっても、廃棄物処理法の規定も併せて適用されるため、廃棄物処理法を遵守して行う必要がある。

また、建設資材廃棄物に係る現状及び課題を踏まえると、その再資源化等の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要がある。工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物については再資源化等を実施するよう努める必要がある。

分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進するよう努める必要がある。

なお、これらの措置が行われるようにするためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設整備等を促進することにより分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減することが重要である。

5 条例により定める建設工事の規模に関する基準の考え方

知事は、県の区域のうちに、特定建設資材廃棄物の再資源化施設及び最終処分場の処分量の見込みその他の事情から判断して、政令で定める規模の基準によっては当該区域において生じる特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でないと認められるときは、条例により、建設リサイクル法第9条第3項の基準に代えて適用すべき建設工事の規模に関する基準を定める。

6 条例により定める距離に関する基準の考え方

知事は、県の区域における特定建設資材廃棄物の発生量や最終処分場の処分量の見込みその他の事情から判断して、主務省令で定める距離の基準によっては特定建設資材廃棄物の減量が十分でないと認めるときには、条例により、建設リサイクル法第16条の基準に代えて適用すべき距離に関する基準を定める。

第2 建設資材廃棄物の排出抑制のための方策

1 建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性

県内の産業廃棄物の排出量を業種別にみると、建設業が最も多く、減量することが困難なものが多い。また、産業廃棄物最終処分場の確保が年々困難となっていることから、限られた資源を有効活用し、最終処分量を減らすためには、まず建設資材廃棄物の排出を抑制することが特に重要である。

2 関係者の役割

関係者は、建設資材廃棄物の排出の抑制に当たって、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階からの取組を行うとともに、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(1) 建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。

(2) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

(3) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び設計資材の選択に努める必要がある。

(4) 発注者

発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

(5) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要がある。

特に、使用済みコンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。

(6) 県

県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むこととする。

(7) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

3 排出抑制について配慮すべき地域

最終処分場の確保が困難となってきた現状から、建設資材廃棄物の排出の抑制が重要である。

コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）、アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の再資源化施設については、立地が進みほぼ全県域を補完できる状況である。しかし、建設発生木材（木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の再資源化施設については、全県域を十分に補完できる状況ではないことから、全県域での建設発生木材の排出抑制の取組が必要である。

また、再資源化施設の立地が進んでいない隠岐地区については、一層の排出抑制に努める必要がある。

第 3 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

1 特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標

再資源化施設の立地状況が地域によって異なることを勘案しつつ、すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後 10 年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成 22 年度における再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）は、次表の左欄に掲げる特定建設資材廃棄物の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率とする。

特定建設資材廃棄物	再資源化率
コンクリート塊	95%
建設発生木材	95%
アスファルト・コンクリート塊	95%

特に、県事業においては、再資源化等を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、平成 17 年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指すこととする。

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

（1）特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物の利用の促進が必要となる。

具体的には、知事は、地域ごとに特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実態を把握し、その整備を促進するために必要な施策を行うほか、国とともに産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成 4 年法律第 62 号）に基づく施策を推進する。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための具体的方策等

ア コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

また、コンクリート塊の再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

イ 建設発生木材

建設発生木材については、チップ化し、木質マルチング材、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進する。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用することを促進する。

なお、建設発生木材の再資源化を更に促進するためには、再生木質ボード（建設発生木材を破碎したものをを用いて製造した木質ボードをいう。以下同じ。）、再生木質マルチング材（雑草防止材及び植物の生育を保護・促進する材料等として建設発生木材を再資源化したものをいう。以下同じ。）等について、更なる技術開発及び用途開発を行う必要がある。

また、再資源化の技術開発及び用途開発の動向を踏まえつつ、建設発生木材については、建設発生木材の再資源化施設等の必要な施設の整備について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

ウ アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

加えて、アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

エ その他

特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望ましい。

また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取組が行われることが必要である。

具体的には、プラスチック製品は、建設工事に使用される量が多いことから、建築物の解体等に伴い、廃プラスチック（プラスチック製品が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の発生が増加すると予想されており、廃プラスチックの再資源化を促進する必要がある。このため、廃プラスチックの再資源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者による積極的な取組が行われることが重要である。

特に、建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取組が行われ始めているため、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

石膏ボードは、高度成長期以降建築物の内装材として広く利用されており、建築物の解体等に伴い、廃石膏ボード（石膏ボードが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の発生が増加すると予想されることから、ひっ迫が特に著しい管理型最終処分場（環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物（以下「管理型処分品目」という。）の最終処分場をいう。以下同じ。）の状況を勘案すると、その再資源化を促進する必要がある。このため、廃石膏ボードの再資源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者による積極的な取組が行われることが重要である。また、石膏ボードの製造に携わる者により新築工事の工事現場から排出される廃石膏ボードの収集、運搬及び再利用に向けた取組が行われているため、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

また、再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品目（環境に影響を及ぼすおそれの少ない産業廃棄物をいう。以下同じ。）については管理型処分品目が混入しないように分別した上で安定型最終処分場（安定型処分品目の最終処分場をいう。）で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要がある。

第4 再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

1 再資源化により得られた物の利用についての考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

2 関係者の役割

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られたものをできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努める必要がある。また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要がある。

(3) 発注者

発注者は、建設工事の発注に当たり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するよう努める必要がある。

(4) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める必要がある。また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要がある。

(5) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

(6) 県

県は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる調査、研究開発、情報提供並びに普及啓発に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するよう努めることとする。

(7) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

3 公共事業での率先利用

県事業においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するものとする。

具体的には、土木構造物の裏込め材及び基礎材、道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材及び基礎材等の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40kmの範囲内でコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

道路等の舗装の基層用材料、表層用材料及び上層路盤材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40km及び運搬時間1.5時間の範囲内でアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

木質コンクリート型枠材については、再生木質ボードを製造する施設の立地状況及び生産能力並びに利用される用途に要求される品質等を考慮して再生木質ボードの利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性・経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努める。

また、法面の緑化材、雑草防止材等についても、利用される用途に要求される品質等を考慮して、再生木質マルチング材等の利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性・経済性等適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努める。

さらに、その他の用途についても、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られたものの利用の促進が図られるよう積極的な取組を行う必要がある。

なお、県事業以外の公共事業においても、県事業における特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に準じた取組を行う必要がある。

第5 分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及

1 地域及び学校・社会教育における普及・啓発方策

都市・生活型公害や地球環境問題の解決のためには、県民一人ひとりが日常の行動と環境との関わりについて理解を深めるとともに、自らの行動様式を見直し、環境に配慮したライフスタイルが定着していくようにすることが重要である。

このため、県及び市町村は、学校、地域、家庭など、様々な場における環境教育、環境学習及び広報活動を通じて、環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進の意義に関する知識について、広く県民への普及・啓発を図ることとする。

2 発注者及び施工者に対する普及・啓発方策

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等は、実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要である。

特に、当該義務を適正に実施するためには、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要である。また、対象建設工事の受注者間においても、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、適正に負担されることが必要である。

このため、県及び市町村は、発注者及び施工者が特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の義務を理解し、当該義務を適正に実施するよう、関係機関・関係団体等と連携を図り、必要に応じて講習会の実施、資料の提供等を行い正しい知識の普及・啓発を推進する。

これにより、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

再資源化により得られた物の利用については、発注者ができる限り利用することが重要であることから、必要に応じて講習会の実施、資料の提供等を行い正しい知識の普及・啓発を図ることとする。

第 6 その他分別解体等及び再資源化等の促進等に関する重要事項

1 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生抑制に関する事項

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生抑制や周辺環境への影響の防止を図らなければならない。また、建設資材廃棄物の処理等の過程において、フロン類、非飛散性アスベスト等の取り扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散または飛散を防止する措置をとるよう努める必要がある。

防腐・防蟻のため木材に CCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をいう。以下同じ。）を注入した部分（以下「CCA 処理木材」という。）については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることとなる。このため、CCA 処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCA が注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべて CCA 処理木材として焼却又は埋立を適正に行う必要がある。また、この施設の整備等について関係者による取組が行われることが必要である。

PCB を含有する電気機器等についても、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要があるため、建築物等の解体に先立ち、これらは撤去され、廃棄物処理法に従って適切に措置されなければならない。